平成30年2月9日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「平成30年2月4日からの大雪にかかる災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今回の災害救助適用地域が下記の通り追加となりました。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**２．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**３．災害救助法適用地市町村及び適用日について**

　①　福井県大野市　　　　　　　平成30年2月9日

②　福井県勝山市　　　　　　　平成30年2月9日

　　③　福井県鯖江市　　　　　　　平成30年2月9日

　　④　福井県吉田郡永平寺町　　　平成30年2月9日

　　⑤　福井県丹生郡越前町　　　　平成30年2月9日

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**